

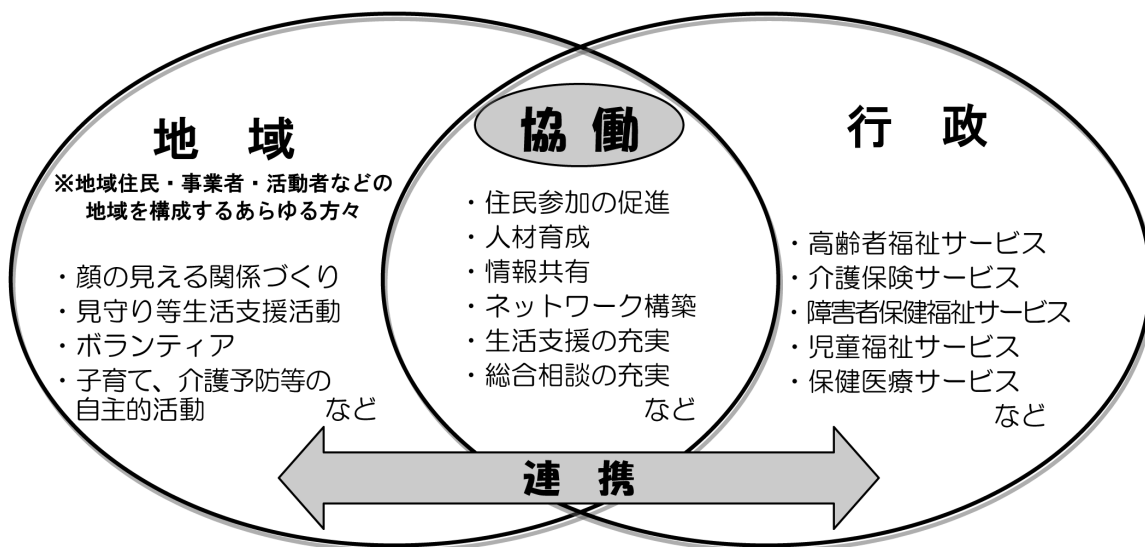
## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もがそれぞれの地域で、その人らしく自立し、心豊かに充実した生活を送るためには、行政が提供するサービスだけでなく、地域内の支え合い、助け合いにより、地域の保健福祉に関する課題に対応していくことが重要になります。

行政は公的な保健福祉サービスを提供するのみではなく、地域住民一人ひとりの自助や、地域住民がともに支え合い、助け合う共助の取り組みを適切に支援することが必要です。

以上の観点から、本計画の基本理念、基本目標、基本的方向などを行政と地域が共有し、協働により地域保健福祉を推進していくことが重要です。



## 2 「地域」の考え方

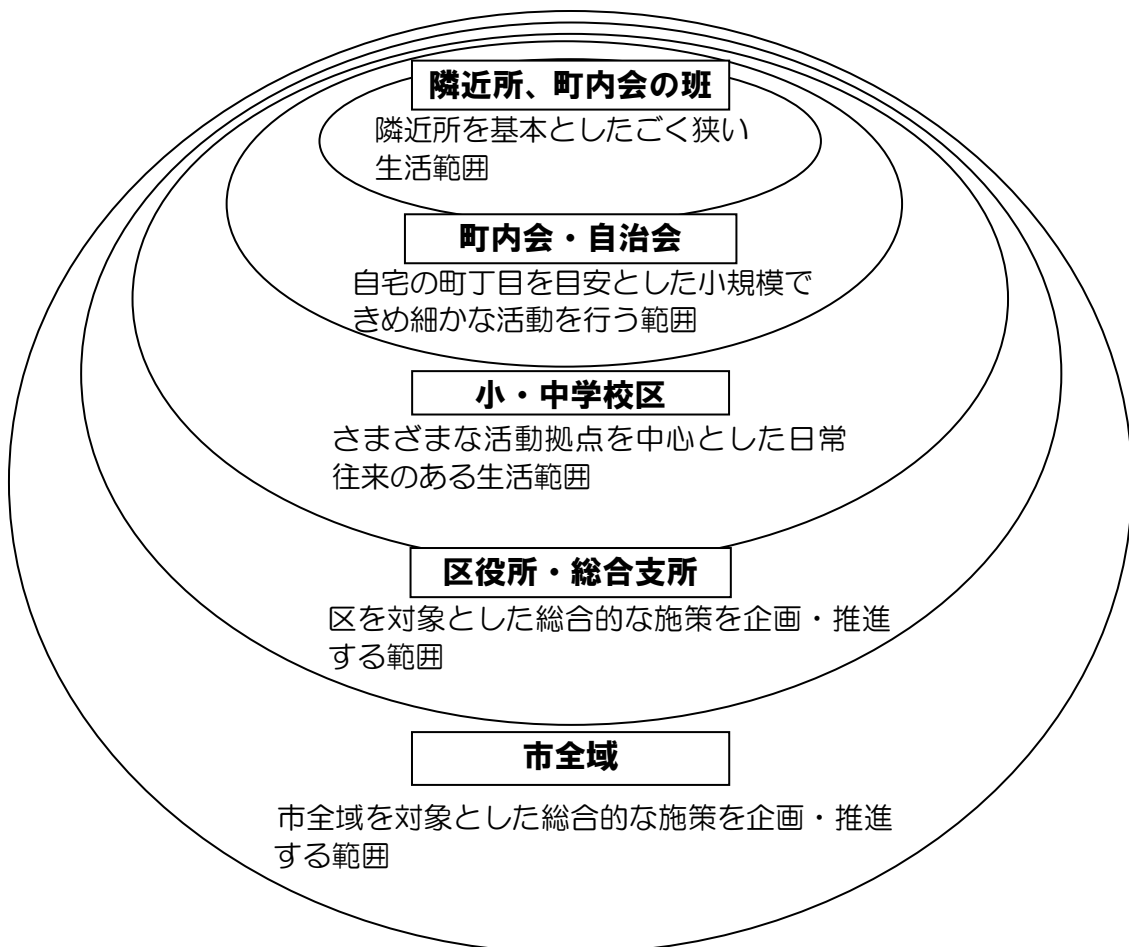
### (1) 地域保健福祉を推進していくにあたっての「地域」の考え方

日常的な声かけや見守り活動など、地域の身近な課題を早期に発見するための活動は、小さな圏域を単位として行われる必要があります。一方で、地域保健福祉活動の担い手となる人材の確保や団体間の交流の促進などは、広い圏域を単位として、総合的に進めていく必要があります。

また、地域における支援を充実させていくためには、次のように重層的・段階的な支援が必要となります。

- ・ 小さな圏域では解決が困難な課題について、より専門的、総合的な対応を図るため、広域の支援者やネットワークにつなぎ、解決を図る
- ・ 広域の支援者やネットワークで把握した課題について、よりきめ細やかに対応するため、小さな圏域の支援者やネットワークにつなぎ、解決を図る

以上の観点から、下図のように施策に応じて、重層的・段階的に地域を捉え、取り組みを推進していきます。



(2)各圏域における活動、関係機関の具体例

・( )内は、本市における平成24年4月1日現在の数。

※ただし、町内会および地区連合町内会は、平成24年6月1日現在の数。

地区社会福祉協議会は、平成24年1月31日現在の数。

	圏域での活動例	主な関係機関・団体
隣近所・町内会の班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所同士の挨拶、付き合い、支え合い</li> <li>○日常的な見守り</li> <li>○災害時要援護者の支援、見守り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会の班</li> </ul>
町内会・自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯、防災活動</li> <li>○町内会活動</li> <li>○民生委員活動</li> <li>○地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動、サロン活動</li> <li>○分野ごとの小地域活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会(1,398)※</li> <li>・民生委員(1,500)</li> <li>・老人クラブ(497)</li> <li>・子ども会</li> <li>・NPO、ボランティア団体等市民活動団体</li> </ul>
小・中学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市や区のエリアと比べ、よりきめ細やかなサービスの展開</li> <li>○それぞれの分野ごとに団体を組織し、より地域の実情に即した柔軟な活動の展開</li> <li>○活動団体同士のネットワークの構築</li> </ul> <p>(参考)・小学校区(125) ・中学校区(63)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区連合町内会(113)※</li> <li>・地区民生委員児童委員協議会(64)</li> <li>・地区社会福祉協議会(102)※</li> <li>・地域包括支援センター(49)</li> <li>・市民センター(59)</li> <li>・PTA</li> <li>・NPO、ボランティア団体等市民活動団体</li> <li>・福祉サービス事業者・施設</li> </ul>
区役所・総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域を対象としたサービスを提供し、相談窓口を設置</li> <li>○区エリアでの活動団体の調整、支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所</li> <li>・区保健福祉センター</li> <li>・区社会福祉協議会</li> <li>・区ボランティアセンター</li> <li>・区民生委員児童委員協議会</li> <li>・区連合町内会長協議会</li> <li>・障害者福祉センター</li> <li>・福祉サービス事業者・施設</li> </ul>
市全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市全域を対象とした総合的な施策の展開</li> <li>○全市エリアでの活動団体の調整、支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所</li> <li>・市社会福祉協議会</li> <li>・市ボランティアセンター</li> <li>・全市を包括する福祉活動団体</li> <li>・市民生委員児童委員協議会</li> <li>・市連合町内会長会</li> <li>・福祉サービス事業者・施設</li> </ul>